令和８年（フ）第２１４号
長崎県西海市大瀬戸町雪浦下郷1262番地
債務者　木部崎幸子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
青森県八戸市湊高台一丁目13番５号　アビタシオンＡ棟Ｄ号
債務者　千葉　寛子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
青森県八戸市東白山台四丁目９番22号　ゴールドパークＡ103
債務者　能代谷恵美子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第１３８４号
宮城県名取市ゆりが丘一丁目13番地の１
債務者　猪股　充志
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６５４号
仙台市宮城野区福田町２丁目12番12―205号、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―415号
債務者　神永　　正
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０１号
仙台市泉区八乙女中央５丁目22番３号　ａ１ｂａ八乙女102、従前の住所仙台市泉区高玉町１番地の３　フレグランス高玉106
債務者　千葉　宣広
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０８号
仙台市宮城野区幸町２丁目22番33―303号
債務者　三浦　美代
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４５号
秋田県仙北郡美郷町六郷字大町69番の内１番地
債務者　渋谷　祐子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１１２号
福島市飯坂町字月崎町12－３佐藤アパート４、住民票上の住所福島市飯坂町平野字田下26番地
債務者　中塚　　綾
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市平松本町338番地１　メゾンドベル１　102、前住所栃木県宇都宮市平松本町1109番地15　レーベンＩ　102
債務者　大類　　翼
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０１号
千葉県成田市寺台551番地、前住所千葉県匝瑳市川向79番地
債務者　板東　正人
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９８号
千葉県四街道市鹿渡933番地82　ピアメゾン四街道207
債務者　森　　和男
1　決定年月日時　令和８年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第５１０号
川崎市幸区東古市場34番地１
債務者　道木　宏子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
富山県高岡市福岡町大滝288番地　市有住宅大滝宿舎２号棟108号、前住所富山県高岡市熊野町７番17号
債務者　寺島　啓子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第５１号
長野県佐久市田口2528番地
債務者　丸山　博子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第２７６号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目13番地（サンシャイン那加　205）、前住所岐阜県各務原市那加石山町２丁目69番地（ヴィラグレンディール　303）
債務者　舩戸　謙太
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岐阜地方裁判所